

令和5年度

財政援助団体等
監査結果報告書

公益財団法人大牟田市文化振興財団
(大牟田文化会館指定管理料)

大牟田市監査委員

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。
なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 財政援助団体等の監査

2 監査の対象 公益財団法人大牟田市文化振興財団（生涯学習課）

3 監査実施期間

令和5年5月1日（月）から令和5年5月31日（水）まで

4 監査対象の事項及び範囲

公益財団法人大牟田市文化振興財団が交付を受けた令和3年度分の大牟田文化会館指定管理料に係る出納その他の事務の執行

5 監査の着眼点（評価項目）

- （1）管理に係る協定等の締結は適正に行われているか。
- （2）指定管理料の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。
- （3）施設は、協定等に基づき適正に管理されているか。
- （4）施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
また、帳簿等は適正に整備、保存されているか。
- （5）所管部局に提出された決算書、事業実績報告書等に誤りは
ないか。
- （6）指定管理者へのモニタリングは適正に行われているか。

6 監査の方法

監査対象団体及び当該団体の所管部局から資料の提出を求めるとともに、必要に応じて担当職員の事情説明を求め、監査を実施する。

監査に当たっては、指定管理料の受入れから、その使途について、証拠書類である領収書や預金通帳の実査、さらにこれらの収支に基づいた金銭出納簿の検査を行い、決算書の適否等について判断するとともに、指定管理者の指定手続やモニタリングが適正に行われているかについても監査する。

なお、当該監査は、監査委員中原修作及び前任監査委員平山伸二により執行されたものである。

7 公益財団法人大牟田市文化振興財団の概要

公益財団法人大牟田市文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）は、「大牟田市における文化芸術の振興と地域文化の活性化を図ることにより、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること」を目的として設立された法人である。

主な事業は、文化芸術の振興及び地域文化の活性化を図る、地域の文化芸術に関する情報の収集及び提供、大牟田文化会館の管理運営等であり、本市が設置している大牟田文化会館の指定管理者として、平成 29 年度から令和 3 年度まで管理運営を行っている。

8 財政援助等の内容

（1）指定管理料の名称【所管課】

大牟田文化会館指定管理料

【生涯学習課】

大牟田文化会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）、大牟田文化会館の管理に関する基本協定の一部を変更する協定書（以下「変更協定書」という。）及び大牟田市大牟田文化会館施設の指定管理料に関する協定書（以下「年度協定書」という。）に基づき交付される指定管理料である。

（2）指定管理料の額

大牟田文化会館の管理業務に要する費用として、毎年度予算に定める範囲内の額。

平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年度分 485,238,000 円の債務負担行為を設定し、令和元年度においては、消費税率改定分として別途債務負担行為 4,500,000 円を設定し、令和 3 年度分として年額 98,998,981 円を支出している。

9 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていた。

概要は、次のとおりである。

（1）指定管理に係る協定等の締結及び指定管理料について

基本協定書は、平成 28 年度第 3 回定例会での指定及び債務負担行為の設定の議決後、平成 29 年 2 月 28 日に適正に締結されている。変更協定書は、平成 30 年度第 4 回定例会で債務負担行為の設定の議決後、平成 31 年 3 月 14 日に適正に締結されている。令和 3 年度協定書は、令和 3 年 4 月 1 日に予算の範囲内で適正に締結されていた。

指定管理料の算定については、過去 3 年間の実績をもとに、大牟田市

指定管理者制度ガイドラインを参考に人件費を積算、施設整備のための閉館に伴う収入減分を補正した収支推計を行い、空調の熱源が灯油から電気への変更に伴う光熱費の増減見込み額を反映し、消費税改定等の事項をふまえて適正に算定されていた。また、3年度の交付に当たっては、年度協定書に規定された指定管理料年額を4回に分け、前金払により適正に交付されていた。

(2) 協定書等に基づく管理について

月例報告書、年次報告書について、内容の不備（記載漏れや施設管理の内容が確認できる明細、作業報告等の未提出等）が見受けられた。

また、月例報告書提出後の差し替えなども多く、原課での文書の綴りに誤りがあった。

協定書において、貸与備品について、管理台帳を作成し、適正に管理しなければならないと定めているが、管理台帳が作成されていなかった。

再委託業務契約において、市の仕様書に定めた回数と異なる回数で契約締結しているものがあった。

なお、その他の管理については概ね適正に行われていた。

(3) 収支会計経理について

管理業務に関し、職員の人件費では、勘定項目預り金において、給与等から差し引いた社会保険料や市県民税の額と、支払った額が異なっている月があった。また、預り金残高の確認がなされておらず、決算時における残高の内容が不明であった。

(4) 収支報告書（決算書）について

収支報告書の金額について、入出金伝票、総勘定元帳及び通帳と照合した結果、収入については適正に報告されていた。支出については、本来の科目とは異なった科目で計上されていたものがあり、科目の決算額に誤りがみられたが、概ね適正に報告されていた。

(5) モニタリングについて

モニタリングの基本的な考え方及び標準的な実施方法については、大牟田市指定管理者制度ガイドラインに定められている。

モニタリングの実施状況については、指定管理者と市との連絡調整会議を毎月実施しているほか、月例報告書及び年次報告書による確認や、年に1回指定管理者へのヒアリング及び現地調査等を行い、指定管理者管理運営評価シートを作成しており、概ね適正に評価を行っていた。